

12. 農業分野

農業(1)	農業生産法人の構成員要件等の緩和
規制の現状	<p>農業生産法人要件において、事業案件に加え、構成員は農業関係者、あるいは販売、仕入れ、農作業委託等法人と取引のある者と制限されている。また、役員については、役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)とされ、さらにその過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)とされている。なお、株式会社形態をとる場合は非公開会社に限られている。</p>
要望内容	農業生産法人の構成員要件等を緩和すべきである。
要望理由	<p>農業の後継者難や耕作放棄地の増加等に対応するとともに、農業の活性化・高度化を進める観点から、担い手の多様化が求められている。しかしながら、現行制度のもとでは、真に農業経営に意欲を有する企業等が構成員要件等を満たして農業生産法人を設立し、農業に参入することが困難になっている。</p>
根拠法令等	農地法
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局

農業(2)	農地リース方式による企業の農業参入における条件整備 【新規】
規制の現状	<p>農業経営基盤強化促進法により創設された特定法人貸付事業(以下、リース方式)により、農業生産法人以外の一般企業の農業参入が可能となった。しかし、参入区域は耕作放棄地やその恐れのある地域が中心である。また、参入手続きも煩雑で、リース期間も短い。</p>
要望内容	<p>リース方式による企業の農業参入に際し、対象農地や参入手続き、リース期間の面での条件をさらに整備すべきである。</p>
要望理由	<p>リース方式による企業の農業参入を促進するためには、下記の条件整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耕作放棄地等だけではなく、優良農地のリース ②参入の際の手続きの簡素化 ③企業が安心して投資できるようリース期間の延長
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局

農業(3)	外国産小麦の政府売渡価格引下げ
規制の現状	<p>わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めているが、この輸入は実質的に国(農林水産省)が一元的に行っている。国は輸入価格の1.5～1.6倍の価格で小麦を製粉企業へ売り渡しているため、小麦には実質的に約50～60%の関税が課せられているに等しい。2007年度より、政府売渡価格については標準売渡価格を廃止し、輸入価格を反映した変動制へ移行した。この際、輸入価格に上乗せされるマークアップは若干削減されたものの、依然として内外価格差は1.5倍程度存在している。このマークアップは国内産小麦の保護費用に充てられている。</p>
要望内容	<p>国が徴収している外国産小麦のマークアップ(売買差益)について、計画的かつ継続的に引き下げるべきである。</p>
要望理由	<p>小麦にはマークアップにより実質50～60%の関税が課せられている一方、小麦粉調製品の関税率は20%前後となっている。原料と製品の国境措置がインバランス(不均衡)なため、国産小麦加工品は輸入小麦加工品に比べ、不利な競争条件に置かれている。外国産小麦のマークアップの引下げにより、原料小麦と小麦加工品との輸入国境措置の整合性を図ることが必要である。 なお、国内産小麦の保護には主に一般財源が使われるべきである。</p>
根拠法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

農業(4)	輸入麦芽の2次関税撤廃
規制の現状	<p>ビール原料である輸入麦芽については、関税割当制度がとられている。すなわち、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の輸入に対して関税1次税率が適用され、無税とされるが、この数量を超えるものには2次関税(21,300円/t)が適用されている。</p> <p>本制度の1次関税率適用にあたっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされており、ビールメーカーにとっては、コストが輸入麦芽の約5倍となる高価格の国産ビール大麦の購入が実質的に義務付けられている。</p>
要望内容	輸入麦芽の2次関税を撤廃し、麦芽輸入を完全無税化すべきである。
要望理由	<p>ウルグアイラウンド合意によりビール関税が撤廃(2002年)され、また2007年度から国の麦政策が転換されたことを受け、2007年以降、国産ビール大麦の購入契約は生産者団体とビール各社との個別交渉に移行した。ビール大麦・麦芽は、国際取引市場においては完全な自由貿易品目となっているが、輸入麦芽の1次税率の関税割当数量は輸入麦芽価格の約5倍もある国産ビール大麦の購入を前提としたものとなっている。しかも、これまでも国産ビール大麦にかかる契約栽培は民間ベースの自主的協議のみに拠っているとは言えず、生産者側の要請により行政が事実上関与してきたことは否定しがたい。</p> <p>昨今、世界的に自由貿易協定に向けた交渉が盛んに行われており、WTO (FTA)の農業交渉を通じてわが国は、国内農業を産業として育成し、食料自給率の向上とともに国際競争力の向上を図る新基本計画(食料・農業・農村基本計画)に基づく施策を開始している。麦についても、競争力強化に向けた新政策(品目横断的経営安定対策)が施行されており、2007年度からは国産ビール大麦の購入契約がビール各社と生産者団体の間での個別契約に移行したことなどを勘案すると、関税割当制度等に左右されず自由に麦芽を輸入できる自由貿易市場に戻すことが必要と思われる。</p>
根拠法令等	<p>関税定率法第9条の2 関税割当制度 別表第11類 麦芽11.07 関税暫定措置法第2条、第8条の5第2項、別表第1 関税割当制度に関する政令第1条、第2条、別表第1</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局農産振興課

農業(5)	食品衛生法残留農薬等ポジティブリスト制度の試験部位基準設定の見直し【新規】
規制の現状	<p>食品衛生法改正(平成15年5月30日法律第55号)及び平成17年厚生労働省告示第499号に基づき、食品を試験する検体の部位が指定されているが、殻を除去したもの、果梗及び種子を除去したもの等可食部のみが指定されている食品がある一方で、殻を含む全体が検体に指定されている食品もある。カカオ豆では豆全体を試験部位と定めているのに対して、らっかせい、アーモンド、ぎんなん、くり、くるみ等は殻もしくは外果皮を除いた部分を試験部位と定めている。カカオ豆は、殻を除いたカカオニブと呼ばれる中身が可食部分であり、殻はカカオ豆を加工する際に必ず除去される。にもかかわらず、殻を含んだ豆全体が試験部位と定められているため、2006年5月29日の改正食品衛生法施行後に輸入された多くのカカオ豆で、一律基準を超える残留農薬が検出され、輸入が禁止されている。</p>
要望内容	<p>食品衛生法改正(平成15年5月30日法律第55号)に基づく残留農薬等ポジティブリスト制度の運用における試験部位について、可食部位等、実際の用途に基づいて指定すべきである。特にカカオ豆については、殻を除去しないでの用途は全くないことから、早急に殻を除いた部分を試験部位とすべきである。</p>
要望理由	<p>食品によって、試験部位が可食部位のみであったり、殻や皮など可食部位以外を含む食品全体である現行制度は合理性に欠く。特に、カカオ豆については、EU諸国においても、CODEX基準を採用せず、独自の検査方法・基準を設けている国がほとんどであるだけでなく(カカオ豆についてCODEX基準を採用している国は実質ゼロ)、現在作成中のEU統一基準においても、殻を除去して検査することが決定していることから、早急に検査基準を実際の用途に基づいた国際基準に合わせることを求められる。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号) 同改正(平成15年5月30日法律第55号) 平成17年厚生労働省告示第499号</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部

農業(6)	賞味期限表示方法の見直し【新規】
規制の現状	<p>食品衛生法により、加工食品の賞味期限表示方法は定められている。表示方式にはいくつかの選択肢があるものの、「年・月」、「年・月・日」の順番での表示が求められている。</p>
要望内容	<p>「月・年」、「日・月・年」の順番で賞味期限が表示されている輸入食品を輸入する際、別途、現行制度に基づいて、賞味期限を添付・印字するのではなく、商品概要を表示するラベルの中に、「賞味期限は『月・年』、または『日・月・年』の順番で下部記載」等の説明を加えて表示することで、販売を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>消費者に対する情報提供という面では、要望内容に記載した表示方式で十分にその目的は達せられると考える。現行制度では、商品概要を表示するラベルに「年・月・日」等の順番での表示を入れるか、パッケージ等にあらかじめ「年・月・日」等の順番での表示を追加せねばならず、印刷コストや手間がかかる。本要望が認められれば、すでに表示されている賞味期限の日付にかかわらず、商品単位で同一のラベルを印刷・添付することが可能となり、コスト削減につながる。</p>
根拠法令等	食品衛生法
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部

農業(7)	食品添加物の指定手続きの簡素化【新規】
規制の現状	<p>食品衛生法、食品衛生法施行規則に基づき、食品添加物として使用できる物質は、現在、指定添加物として364品目、既存添加物として450品目がリストアップされている。新たな物質を添加物として使用するためには、平成8年3月22日衛化第29号「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」に基づき申請し、添加物として使用する際の安全性、毒性等について多くの試験データを提示する必要がある。</p>
要望内容	<p>化学的な安定性や無毒性等、食品添加物としての安全性が試験データによらなくても容易に説明できる場合は、申請手続きを簡素化すべきである。例えば、アルゴンについては、試験データによらずとも、化学的な安全性や無毒性が証明されており、食品添加物として使用できるよう措置すべきである。</p>
要望理由	<p>新たな物質を食品添加物として使用できるよう申請する際、要求される試験データの取得には多大な時間と費用を要する。また、食品添加物として安全かどうかは、あらためて試験データを取得しなくとも、文献資料等で十分確認できる場合もある。</p> <p>例えば、アルゴンについては、JECFA(Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives＝合同食品添加物専門家会議)における仕様に基づいて、すでに食品保存等のために使用している国も存在する。アルゴンは、もともと空気中に約0.9%含まれている物質であることから、これを使うことで、人の健康が損なわれる恐れのないことは明らかである。また、アルゴンはすでに食品添加物として認可されている窒素よりも化学的に安定している。さらに、アルゴンは空気中の成分である窒素と同じ製造設備(ASU)で製造され、製造方法も同じである。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法第10条、第11条 食品衛生法施行規則第12条 平成8年3月22日衛化第29号「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部